

市報第7号

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
の専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、令和7年3月25日横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年5月23日

横浜市長 山中竹春

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第20号

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第1号から第6号まで省略）

- (7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

地方自治法（抜粋）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。